長浜水道企業団水道事業経営戦略

団　　体　　名　：長浜水道企業団

事　　業　　名　：長浜水道企業団水道事業

策　　定　　日　：令和　元　年　12　月

計　画　期　間　：令和　元　年度　～　令和　10　年度

１．事業概要

（１）事業の現況

長浜水道企業団は、旧長浜市、近江町、虎姫町の上水道施設の建設ならびに維持経営に関する事務を共同処理するため、昭和38年9月に滋賀県知事から一部事務組合「長浜・近江・虎姫上水道組合」の設立許可を受けました。

地方公営企業法の改正により、昭和42年4月に長浜水道企業団に名称を変更しました。

平成17年10月に米原市と近江町が合併し、平成18年2月に長浜市と浅井町、びわ町が合併し、平成22年1月にさらに虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町と合併しました。このため長浜市、米原市ともに企業団営の区域と市営の区域が混在することになりました。

その後、拡大した長浜市内の水道事業と簡易水道事業の統合にとりかかり、まず平成21年12月に旧びわ町区域を統合し、平成23年に作成された「長浜市地域水道ビジョン」に基づき、平成25年4月に旧浅井町、湖北町区域、平成27年4月に旧高月町、木之本町(上水道)区域、平成29年4月に旧木之本町(簡易水道)、余呉町、西浅井町区域を経営統合しました。平成31年4月現在、５水道事業、６簡易水道事業を経営しています。

この統合のメリットを活かすため、平成30年3月に「長浜水道企業団地域水道ビジョン」において掲げた課題とその実現方策を踏まえ、総務省の「経営戦略ガイドライン」を取り入れた中長期的な経営の基本計画として、この経営戦略を策定するものです。

① 給　水

供用開始年月日	昭和 39 年 10 月 15 日	計画給水人口	147,235 人
法適（全部・財務）・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	127,070 人
		有収水量密度	0.77 千㎥／ha

② 施　設

水源	☑ 表流水（複数選択可） ☐ ダム ， ☑ 伏流水 ， ☑ 地下水 ， ☐ 受水 ， ☐ その他				
施設数	浄水場設置数	22	管路延長	1,200	千m
	配水池設置数	49			
施設能力	78,275	㎥／日	施設利用率	72	%

③ 料　金

料金体系の 概要・考え方	企業団	用途別料金体系を採用しています。月10m3を基本水量とし、超過料金は逓増制です。 平成18年4月に平均18.21%の料金改定を行いました。平成18年度から平成20年度までの3年間の収支を予測し、不足額を補てんするためのものでした。 逓増制料金は大口利用者に負担が大きく、地下水等へ切り替えるケースやトイレ等に雨水を使用するケースが見られます。
	びわ、浅井、湖北、余呉木之本、西浅井	口径別料金体系を採用しています。月10m3を基本水量とし、超過料金は逓増制です。 いずれの区域も、長浜市から経営統合した区域で、企業団に比べ低い料金でしたが、使用水量の減少による収入減や、法適化による減価償却費等の増により経営状況が悪化したため、統合後2～3年以内に企業団区域と同水準まで料金を引き上げました。
	高月	口径別料金体系を採用しています。基本水量は口径により月15m3～300m3で、超過料金は定額の110円／m3です。 平成9年以来料金改定をしておらず、企業団区域より安い料金になっていますが、事業が抑えられ経営状況が良好だったため、料金を統一していません。今後湖北・木之本との事業統合を予定しているため、統合に合わせて企業団区域と同水準まで改定する予定です。
	木之本	口径別料金体系を採用しています。25mmまでは基本水量月10m3で逓増制超過料金、50mmおよび75mmは基本水量はなく、超過料金は定額の207円／m3です。 大音浄水場建設に合わせ、企業団区域より高い料金に改定されました。高い料金にもかかわらず経営状況がよくないため、値下げとなる料金統一が難しい状況です。大音浄水場廃止後、企業団区域と同水準まで改定する予定です。

料金改定年月日 （消費税のみの改定は含まない）	企業団	平成18年4月1日	高月	平成9年4月1日
	びわ	平成28年4月1日	木之本	平成21年10月1日
	浅井、湖北	平成31年4月1日	余呉木之本、西浅	平成31年4月1日

＜料金表＞

企業団区域

用　途	基本料金 １か月につき	11～20m^3	21～40m^3	41m^{3}以上
一　般　用	1,257円（～10m3）	157円/m^3	180円/m^3	193円/m^3
業　務　用	1,885円（～10m3）	188円/m^3	199円/m^3	204円/m^3

メーター料 （／個）	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
	396円	450円	2,530円	3,960円	3,960円	5,830円

びわ、浅井、湖北、余呉木之本、西浅井区域

メータ口径	基本料金 １か月につき	11～20m^3	21～40m^3	41～100m^3	101m^{3}以上
13 ～ 20mm	1,257円（～10m3）	157円/m^3	180円/m^3	188円/m^3	193円/m^3
25mm	1,885円（～10m3）				
30mm	2,304円（～10m3）				
40mm	2,619円（～10m3）				
50mm	4,714円（～10m3）				
75mm	12,571円（～10m3）				
100mm	25,142円（～10m3）				

高月区域

メータ口径	基本料金 １か月につき	11～20m^3	21～40m^3	41～100m^3	101m^{3}以上
13mm	1,650円（～ 15m3）	110円/m^3			
20mm	2,200円（～ 20m3）				
25mm	3,300円（～ 30m3）				
30mm	4,950円（～ 45m3）				
40mm	7,700円（～ 70m3）				
50mm	11,000円（～100m3）				
75mm	33,000円（～300m3）				

メーター料 （／個）	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm
	55円	110円	110円	220円	550円	880円	1,210円

木之本区域

メータ口径	基本料金 1か月につき	11～20m³	21～50m³	51～70m³	71～90m³	91m³以上
13mm	1,782円(～10m3)	126.5円/m³	152.9円/m³	229.9円/m³	282.7円/m³	227.7円/m³
20mm	4,246円(～10m3)					
25mm	6,622円(～10m3)					
50mm	26,719円(　0m3)	227.7円/m³				
75mm	59,895円(　0m3)					

メーター料 (／個)	13mm	20mm	25mm	50mm	75mm
	88円	198円	198円	2,090円	2,640円

④ 組　織

地方自治法第284条の規定に基づく一部事務組合で、共同処理する事務は、長浜市および米原市(平成17年10月1日合併前の近江町の区域に限る。)における上水道施設(簡易水道施設を含む。)の建設ならびに維持経営に関する事務です。

地方公営企業法第39条の2第2項の規定に基づき企業長が同法第7条の管理者の権限を行い、同法第14条の規定に基づき管理者の権限に属する事務を処理するための事務局を設置し、平成31年4月1日現在、4課4グループを置いています。

また、旧伊香郡での維持管理業務における拠点として、工務課および営業課職員が常駐する北部営業所を設置しています。

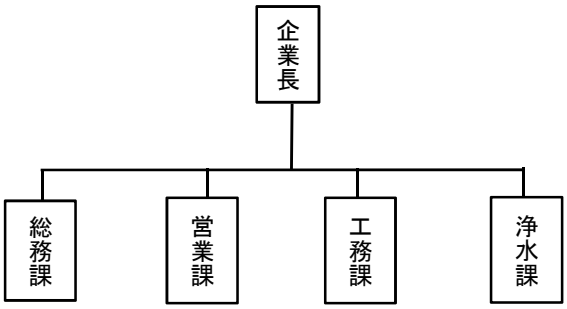

課名	業務内容
総務課	議会、監査に関すること 基本計画、財政計画の作成、進行管理に関すること 職員の人事、給与、福利厚生に関すること 例規、文書、広報に関すること 予算、決算、会計に関すること 工事の契約、検査に関すること 財産の管理に関すること
営業課	給水装置に関すること 開始、中止等の受付に関すること 加入金、水道料金の徴収に関すること
工務課	水道管路の布設工事、修繕に関すること 開発行為に伴う水道管の布設に関すること
浄水課	浄水施設の建設、維持管理、運転業務に関すること 水質の監視、検査に関すること

職員数　38人　　事務職　18人(平均年齢35.5歳)
(平成31年4月1日現在)　技術職　20人(平均年齢39.0歳)

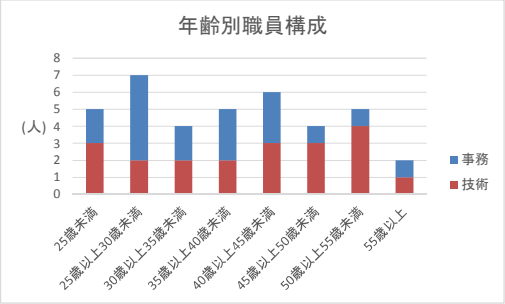

(２)これまでの主な経営健全化の取組

広域化

平成21年12月に旧びわ町区域を経営統合しました。その後、平成23年に作成された「長浜市地域水道ビジョン」に基づき、平成25年4月に旧浅井町、湖北町区域、平成27年4月に旧高月町、木之本町(上水道)区域、平成29年4月に旧木之本町(簡易水道)、余呉町、西浅井町区域を経営統合しました。

施設の統廃合

経営統合と合わせ、「長浜市地域水道ビジョン」に基づく簡易水道統合事業を引き継ぎ、平成23年度には4上水道、25簡易水道、2飲料水供給施設あった事業を、平成29年4月までに5上水道、6簡易水道に再編しました。

その他

平成27年4月から、長浜市の下水道使用料の徴収事務を受託し、事業の効率化と収入の確保に努めています。

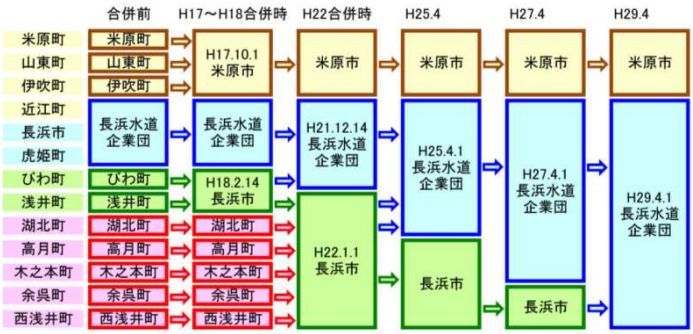

（３）経営比較分析表等を活用した現状分析

平成29年度決算に係る経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表）を添付する。

①経営比較分析表の補足説明

〇経常収支比率については、平均値より高くなっているが、収益的収支で出た黒字分を減債積立金として企業債償還に充てるためであり、決して経営状況がよいわけではありません。

〇企業債残高対給水収益比率については、企業団、浅井、木之本、余呉木之本、西浅井区域で財政規模に比べ大規模な工事を行ってきたため、企業債の返済が大きな負担になっています。

〇平成30年3月まで「長浜水道企業団地域水道ビジョン」策定のため、工事等を抑制してきました。このため、施設の老朽化が進み、有収率が低下していましたが、今後はビジョンに基づき、計画的に事業を進めていく予定です。

２．将来の事業環境

（１）給水人口の予測

給水人口は、10年間で7,264人減少しています。企業団区域の減少率が2.8%と最も低く、西浅井区域は15.5%と最も高くなっています。

使用中止状態の空き家が増え、帰省時のみ水道を一時使用されるケースがあります。

普及率は変化ありません。見普及地域はなく、地下水の使用により水道を使用していない場合もあり、これ以上の普及率の向上は難しい状況です。

給水人口の予測に当たっては、国立社会保障・人口問題研究所の推計を元に区域内人口を算定し、現在の普及率を乗じて算出しています。

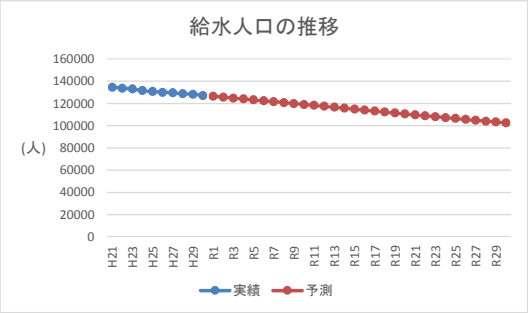

（２）水需要の予測

1日平均有収水量は、10年間で2,664m3減少しています。

日平均配水量は、10年間で114m3減少しましたが、有収水量に比べて減少幅が少ないのは、漏水によって給水量が増加しているためと考えられます。

日最大配水量は、降雪量の影響が大きく、雪が多かった平成29年度と、少なかった平成30年度とでは、12,649m3の差がありました。

水需要の予測に当たっては、一般家庭用(小口径) 有収水量については給水人口に平成30年度1人1日平均使用量を乗じて、業務用(大口径)有収水量については平成30年度1日平均使用水量から算出しました。有収率は10年でおおむね5%の向上を目指し、日最大配水量については、給水量に過去10年の最低負荷率を乗じて算出しました。

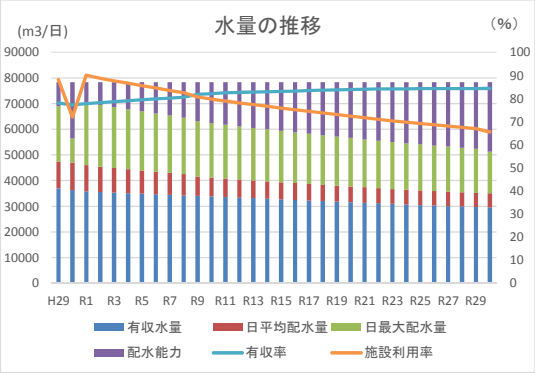

（３）料金収入の見通し

有収水量の減少に伴い、水道料金収入も減少する見込みです。

予測に当たっては、有収水量に供給単価を乗じて算出しました。企業団、びわ区域については供給単価の実績を、浅井、湖北、余呉木之本、西浅井区域については令和元年度に料金改定を行ったため見込み供給単価を、高月、木之本区域については令和7年度に料金改定を行うものとして、令和6年度まではそれぞれの区域の供給単価の実績を、令和7年度からは企業団の実績供給単価をもとにしました。

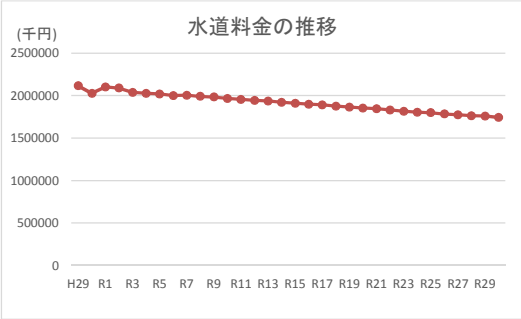

（４）組織の見通し

長浜市の水道事業を経営統合し業務量が増加したため、平成30年4月に職員定数を38人から46人に引き上げました。平成31年4月現在職員は38人で、定数に8人満ちませんが、一度に8人を採用するのではなく、数年かけて採用していく予定です。

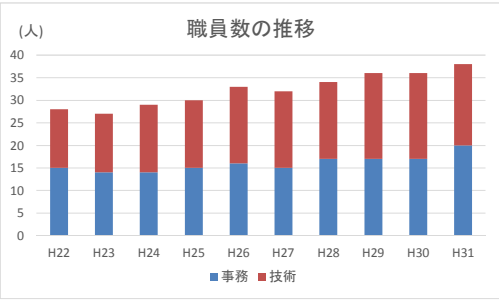

３．経営の基本方針

「これからもきれいな水を届けたい　未来のあなたへ」をスローガンに、持続・安全・強靭の３つを基本方針とします。
○持続　経営基盤の強化
人口が減少し料金収入が伸びない中で、効率的な事業運営に努め、かつ、適正な負担を求めながら経営基盤の強化を図ります。
合併前の旧市町の枠にとらわれず、効率的な施設配置を行うことで、維持管理費を削減し、長期的な視点でのコスト削減に努めます。
また、技術者の育成を図り、絶え間なく技術を継承していきます。
蛇口をひねれば水が出る、この「あたりまえ」を将来につなげます。
○安全　安全で安心な水道水
良質で豊富な水源の確保、原水水質の変化への対応、水質監視・検査態勢の強化等安全で安心な水道水の供給に努めます。
不安の残る水源や処理方法を解消し、安全性を確保します。
旧市町の枠にとらわれない水運用を行い、良質な水源を有効に活用することで安全性の確保に努めます。
○強靭　安定した給水
老朽施設の更新とともに耐震化を図り、材質の見直しにより漏水の防止や水圧の確保を図るため施設の整備を行います。
施設の統廃合によるスケールメリットを活かし、漏水時の断水の影響を最小限に抑制します。
危機管理を強化し、万が一の場合の迅速な対応を図ります。

４．投資・財政計画（収支計画）

（1投資・財政計画（収支計画）　：　別　紙　の　と　お

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①　収支計画のうち投資についての説明

目　　標	（１）事業区域の統合 （２）効率的な施設配置 （３）施設の老朽化への対応 （４）水道水の安全性の強化 ※　目標設定をするにあたり、複数の推計パターン（高位・中位・低位）で試算を行うこと。また、計画期間に関わらず、可能な限り長期目標（30～50年超）についても記載すること。

（１）事業区域の統合
①　びわ上水道区域と湖北簡易水道(小今賀区域)を企業団区域へ統合
びわ上水道区域は川道浄水場と錦織浄水場で水源に不安があるため、企業団水道事業下坂浜浄水場区域に接続します。
小今賀区域は、旧湖北町の他の３簡易水道区域とは分断されていて一体的な運用が困難ですが、企業団区域と近接しているため、下坂浜浄水場区域に接続します。
②　湖北簡易水道と木之本上水道区域を高月上水道区域へ統合
湖北西部地区、中部、郡上簡易水道、高月上水道、木之本上水道は隣接していて、一体的な運用を行うことで、施設の効率的な配置や財政基盤の強化が図れます。

（２）効率的な施設配置
①　びわ川道浄水場、錦織浄水場の廃止
びわ上水道区域を企業団水道事業(下坂浜浄水場)区域に接続するため、川道浄水場と錦織浄水場を廃止します。これに伴い、川道浄水場を川道配水場として落合配水場への送水ルートを整備します。

②　小今賀浄水場の廃止
小今賀簡易水道区域を企業団水道事業(下坂浜浄水場)区域に接続するため、小今賀浄水場を廃止し、企業団水道事業区域と小今賀区域の接続ルートを新設します。

③　大音浄水場の廃止と高月浄水場の機能強化

極めて高コストな大音浄水場を廃止し、黒田浄水場と高月浄水場から給水し、このための送水ルートを整備します。高月浄水場を機能強化し井戸の増強とともに設備を更新します。すでに認可を受けた高月配水池についても増強します。

これに合わせて配水ルートが複雑な木之本区域の配水管整備を行います。

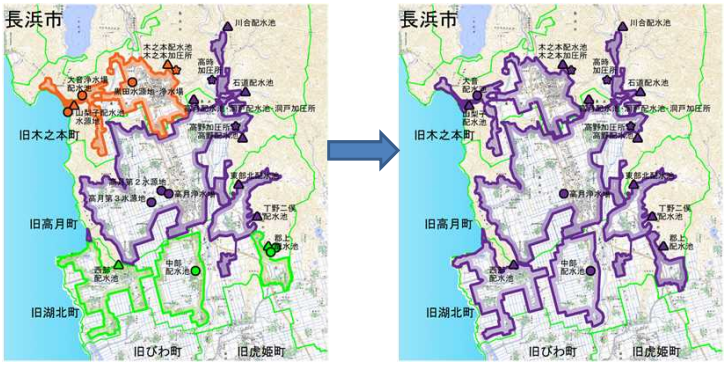

④　七尾高区配水池と加圧所の廃止

老朽化した七尾高区配水池について、高山浄水場区域に接続することで廃止します。また、旧七尾水源地を加圧所として使用していた七尾高区中継ポンプ場も廃止します。

⑤　余呉木之本簡易水道事業再編

長浜水道企業団地域水道ビジョンにおいて検討事項としていた余呉木之本簡易水道事業について、効率的な施設配置のため、再編の検討を行います。

余呉中央配水系については、八戸配水池への配管に石綿セメント管が使用されており、施設の老朽化が進んでいることから予備施設とし、八戸配水池を介さず川並調整池へ送水する工事を行います。また、老朽化が進んでいる中央配水池について更新を検討します。

菅並配水系については、もともと中央配水系から配水されていました。この地域では人口減少に伴い使用水量も減少しているため、菅並浄水場を廃止し、余呉中央配水系からの配水に切り替える検討を行います。

⑥　西浅井簡易水道事業再編

長浜水道企業団地域水道ビジョンにおいて検討事項としていた西浅井簡易水道事業について、効率的な施設配置のため、再編の検討を行います。

永原中央配水系の永原南部配水池、永原北部配水池および永原東部配水池について、効率的な配水方法を検討し、配水池の統合を目指します。

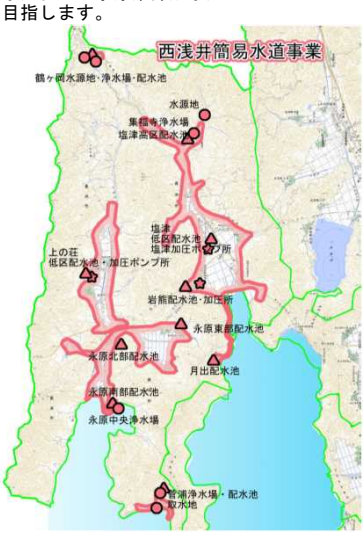

（３）施設の老朽化への対応
①　下坂浜浄水場の更新方法の検討
　全体的に老朽化し、場内第１配水池の耐震化が困難であることや敷地面積が狭く活性炭接触池の建設が難しいことから、本格的な更新が必要となりますが、ただちに結論に達するのは難しいため、ビジョン期間中にあらゆる方策を検討し、次期ビジョンに反映することとします。
②　八条山第３配水池の増設、改修
　老朽化しコンクリートの劣化が進み改修が必要ですが、長期間運用を停止しながら改修を行うことは困難であり、かつ、配水池容量が１日最大給水量の12時間分には達していないことから、配水池を増設したうえで既存の池を改修していきます。
③　主要送配水管の布設替え
　企業団水道事業区域では、布設替えの必要な「①下坂浜～八条山第3配水池送水管（下坂中ルート）」、「②下坂浜～八条山第3配水池送水管（大戌亥ルート）」、「③下坂浜～虎姫（十里）方面配水管」について、現在の布設ルートでの布設替えは困難であることから、別のルートで新たに布設します。
④　漏水多発路線を中心とした水道管路の更新
　浅井上水道区域と湖北簡易水道区域（特に西部区域）で重要管路での漏水が多発していることから、順次布設替えを行います。その他の区域についても、漏水多発区間から順次布設替えを行ってきます。
⑤　高月高野地区での送配水の見直し
　高月上水道高野加圧所ポンプの容量の不足に対し、加圧施設の更新と高野地区の送配水管路を見直します。
⑥　余呉区域の施設配置の見直し
　余呉木之本簡易水道について、人口減少により給水量が減少しているため、菅並浄水場の更新時期に合わせ施設配置全体の見直しと送配水管の布設替えを検討する必要があります。

（４）水道水の安全性の強化
①　びわ上水道川道浄水場、錦織浄水場の廃止
　川道浄水場はクリプトスポリジウムのリスクレベルが３であり、豪雨による河川増水時に原水濁度が上昇することから、また、錦織浄水場は渇水時期に地下水位が低下することから下坂浜浄水場区域に接続することで廃止します。
②　浅井上水道高山、内保、野村浄水場の改修
　高山浄水場はクリプトスポリジウムのリスクレベルが３であり、また、田畑の耕作時に原水濁度が上昇することから、ろ過設備を設置するとともに七尾高区へ配水するため処理能力を増強します。濁度の上昇により不安定な内保浄水場の新規井戸、野村浄水場の遊離炭酸対策を行います。

②　収支計画のうち財源についての説明

目　　標	厳しい財政状況への対応として、施設の統廃合による長期的なコスト削減を行う。 また、水道料金の統一を行う。

（１）厳しい財政状況への対応　施設の統廃合による長期的なコスト削減
　下坂浜浄水場区域に接続し川道浄水場、錦織浄水場、小今賀を廃止することでそれぞれを更新や改修するよりもコストを抑制できます。
　大音浄水場を廃止することで膜処理設備の維持コストを削減できます。また、黒田大音間の配管を減径できることで更新費用を抑制できます。
（２）水道料金の統一化
　企業団に統合したからという理由ではなく、受益者負担の原則に基づき、必要な費用負担をいただきます。また、現在の料金体系が抱えるさまざまな問題に対応する新たな料金体系を導入していきます。
　最終的に水道料金の統一化を目指します。

③　収支計画のうち投資以外の経費についての説明

　委託料や修繕費、動力費については、今後増加が見込まれるため、毎年度数%増加するとして積算を行いました。
　また、人件費については、今後の職員数の増加を含めています。

（３）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

①　投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広　　域　　化	長浜市水道事業の経営統合により広域化を図り、効率的な配水方法を目指した事業を進めていきますが、将来的には湖北地域全体の広域化を検討していきます。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	企業団では、必要な業務については民間の力をお借りしますが、技術の継承や緊急時の即応体制、さらには経営状況を考え職員による直営方式を中心とします。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	老朽化への対応としては、アセットマネジメントを参考としつつ、実際の施設の状況や財政状況を考慮して行っていきます。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	10年間で4浄水場、２配水池、1加圧所の廃止を行うほか、余呉木之本簡易水道および西浅井簡易水道事業の再編により、ダウンサイジングを進めていきます。

② 財源についての検討状況等

料　　金	①　高月、木之本区域の改定 　高月区域について、安定給水に向けた工事が増加し、より財政状況が厳しくなる見込みのため、必要な時期に企業団区域と同水準(びわ区域と同額)にまで改定します。 　木之本区域については、高コストの原因である大音浄水場の廃止後に企業団区域と同水準(びわ区域と同額)にまで改定します。 ②　口径別料金への統一 　現在は企業団水道事業区域のみ用途別でその他は口径別です。用途別については、建物の使用形態が複雑になり、一般用と業務用の区分が難しくなっています。また、大口径は短時間に大量の水を使用できるため、そのメリットを負担いただく必要があります。 　このため、すべての区域を口径別料金に統一します。 ③　大口利用者の地下水転換への対策 ア　大口利用者への割引料金 　メーター口径ごとに一定水量以上の使用に対し超過料金を低く設定し、負担を軽減します。 イ　大口径メーターに責任水量を設定 　地下水を使用し水道水をバックアップとする工場等に一定の負担を求めます。 　使用量に応じた口径を選択していただきます。 ④　一般家庭の料金は現在の企業団区域の水準を維持 　地下水が豊富な地域が多く、料金値上げによる一般家庭の水道離れが危惧されます。また、景気改善の実感も乏しいことから、家計への影響も考慮すると、一般家庭の負担増加は困難です。 ⑤　統一化の時期 　使用水量の少ない大口径メーターの利用者や高月区域は値上げとなることから、段階的な改定が必要です。また、木之本については、高コストの原因である大音浄水場が廃止後に新料金体系(値下げ)を導入します。
企　　業　　債	建設改良事業の財源には基本的に100%企業債を充てます。
繰　　入　　金	繰入基準に基づき、消火栓に関する経費、児童手当に要する経費、簡易水道の建設改良経費を算入しました。 消火栓に関する経費については、創設当初の資産を元にしており過小であるため、構成団体に対して適正額の繰入を求めていきます。

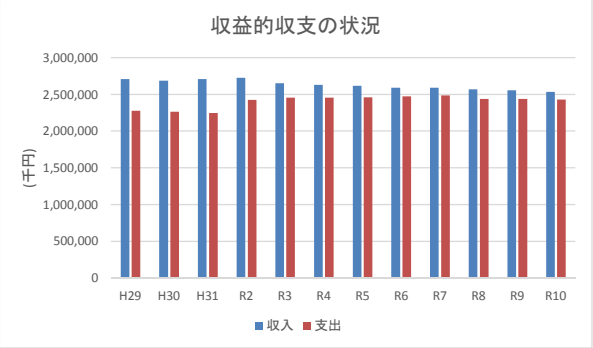

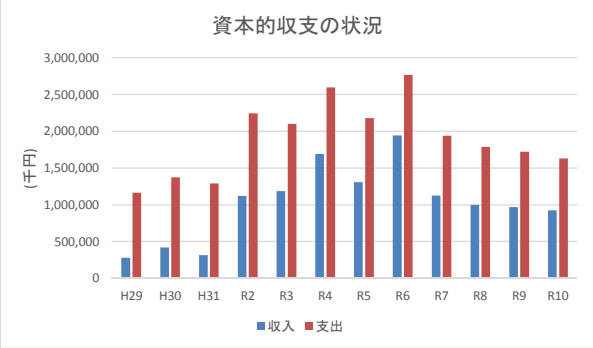

５．経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	この計画の基本となっている長浜水道企業団地域水道ビジョンは、令和元年度から令和10年度までの10年間を計画期間としています。 　人口減少が見込まれ、特に北部地域では急激な減少が見込まれるとともに、環境問題への関心の高まりや長期化する景気の低迷などから節水意識がより一層強まることが予想されます。さらに、大口利用者を中心に地下水利用が進むことも予想されます。 　これにより計画の基本となる水需要が低下する可能性がありますし、さらなる施設の統廃合が必要となる可能性もあります。 　このため、中間である令和4年度に見直しを予定しています。このときに合わせてこの経営戦略についても見直しを行います。 　見直しの際には、PDCAサイクルにより、事業の進行管理(Do)、目標達成状況の確認(Check)、改善の検討(Action)を行い、計画へ反映(Plan)します。

様式第2号（法適用企業・収益的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

区分 ＼ 年度	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	前々年度（決算）	前年度（決算）	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支 収益的収入 1．営業収益 (A)	2,211,310	2,169,733	2,196,912	2,278,991	2,214,238	2,202,222	2,194,935	2,177,166	2,180,006	2,167,093	2,159,619	2,141,777
(1) 料金収入	2,115,686	2,083,608	2,103,258	2,089,790	2,038,030	2,026,080	2,018,858	2,001,152	2,004,055	1,991,203	1,983,790	1,966,009
(2) 受託工事収益 (B)	29,055	15,323	21,551	95,517	96,410	96,410	96,410	96,410	96,410	96,410	96,410	96,410
(3) その他	66,569	70,802	72,103	93,684	79,798	79,732	79,667	79,604	79,541	79,480	79,419	79,358
2．営業外収益	497,344	515,617	510,828	446,348	437,867	428,821	420,714	415,030	410,426	400,850	397,097	393,482
(1) 補助金	57,426	75,225	56,697	52,694	47,156	46,153	45,520	45,268	46,970	49,056	49,875	51,710
他会計補助金	57,426	75,225	56,697	52,694	47,156	46,153	45,520	45,268	46,970	49,056	49,875	51,710
その他補助金												
(2) 長期前受金戻入	363,575	360,520	356,887	346,689	336,395	328,841	321,850	316,894	311,060	299,869	295,759	290,765
(3) その他	76,343	79,872	97,244	46,965	54,316	53,828	53,344	52,868	52,396	51,925	51,463	51,007
収入計 (C)	2,708,654	2,685,350	2,707,740	2,725,339	2,652,105	2,631,043	2,615,649	2,592,196	2,590,432	2,567,943	2,556,716	2,535,259
収益的支出 1．営業費用	2,002,296	2,012,593	2,030,544	2,218,535	2,201,811	2,213,588	2,226,449	2,242,406	2,242,806	2,198,500	2,205,368	2,197,490
(1) 職員給与費	336,653	347,767	332,534	390,761	391,956	401,984	402,013	402,042	402,071	402,101	402,131	402,161
基本給	132,649	137,025	143,024	167,991	179,362	189,362	189,362	189,362	189,362	189,362	189,362	189,362
退職給付費												
その他	204,004	210,742	189,510	222,770	212,594	212,622	212,651	212,680	212,709	212,739	212,769	212,799
(2) 経費	852,482	862,319	771,269	1,013,800	1,028,022	1,029,015	1,022,819	1,026,508	1,016,048	1,000,490	1,001,806	998,196
動力費	148,203	148,192	146,024	160,870	158,925	158,925	158,925	161,507	161,507	161,507	161,507	161,507
修繕費	70,056	57,784	75,530	123,441	125,379	130,404	126,789	142,317	130,074	128,948	132,151	132,270
材料費												
その他	634,223	656,343	549,715	729,489	743,718	739,686	737,105	722,684	724,467	710,035	708,148	704,419
(3) 減価償却費	813,161	802,507	926,741	813,974	781,833	782,589	801,617	813,856	824,687	795,909	801,431	797,133
2．営業外費用	274,068	252,479	216,479	205,535	252,261	240,886	231,952	228,506	241,664	237,973	232,575	233,537
(1) 支払利息	268,857	245,179	219,605	197,887	240,371	228,987	220,044	216,589	229,738	226,038	220,631	221,584
(2) その他	5,211	7,300	△ 3,126	7,648	11,890	11,899	11,908	11,917	11,926	11,935	11,944	11,953
支出計 (D)	2,276,364	2,265,072	2,247,023	2,424,070	2,454,072	2,454,474	2,458,401	2,470,912	2,484,470	2,436,473	2,437,943	2,431,027
経常損益 (C)-(D) (E)	432,290	420,278	460,717	301,269	198,033	176,569	157,248	121,284	105,962	131,470	118,773	104,232
特別利益 (F)												
特別損失 (G)												
特別損益 (F)-(G) (H)												
当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	432,290	420,278	460,717	301,269	198,033	176,569	157,248	121,284	105,962	131,470	118,773	104,232
繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	822,833	1,224,325	1,003,828	1,045,097	1,093,130	1,119,699	1,156,948	1,168,231	1,204,193	1,255,663	1,314,437	1,358,669
流動資産 (J)	5,153,905	5,364,485	5,415,914	5,060,755	4,789,136	4,511,349	4,274,570	4,071,083	3,878,295	3,714,680	3,583,825	3,486,908
うち未収金	360,390	425,410	270,774	303,791	377,040	381,621	430,476	389,700	453,474	369,165	355,333	350,091
流動負債 (K)	1,590,034	1,414,614	1,363,435	1,473,762	1,463,364	1,450,008	1,347,514	1,380,533	1,424,535	1,372,405	1,317,177	1,176,611
うち建設改良費分	1,040,706	1,017,685	968,190	1,000,458	995,647	957,423	901,246	895,090	963,507	921,195	869,232	733,508
うち一時借入金												
うち未払金	282,754	132,296	176,937	233,304	227,717	252,585	231,850	261,848	221,028	211,210	207,945	203,102
累積欠損金比率（$\frac{(I)}{(A)-(B)}\times 100$）	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,182,255	2,154,410	2,175,361	2,183,474	2,117,828	2,105,812	2,098,525	2,080,756	2,083,596	2,070,683	2,063,209	2,045,367
地方財政法による資金不足の比率 ((L)/(M)×100)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N)/(P)×100)	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–

様式第2号（法適用企業・資本的収支）

投資・財政計画
（収支計画）

区分 ＼ 年度			H29 前々年度（決算）	H30 前年度（決算）	H31 本年度	R2 令和2年度	R3 令和3年度	R4 令和4年度	R5 令和5年度	R6 令和6年度	R7 令和7年度	R8 令和8年度	R9 令和9年度	R10 令和10年度
資本的収支	資本的収入	1. 企業債	129,600	200,300	92,100	910,600	974,300	1,479,900	1,097,100	1,735,300	914,300	791,300	766,800	728,800
		うち資本費平準化債												
		2. 他会計出資金												
		3. 他会計補助金	139,482	195,777	150,328	137,836	140,390	138,733	137,229	138,530	138,927	134,831	128,375	124,227
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国（都道府県）補助金	10,011	24,034										
		7. 固定資産売却代金												
		8. 工事負担金			70,147	69,864	70,478	70,478	70,478	70,478	70,478	70,478	70,478	70,478
		9. その他												
		計 (A)	279,093	420,111	312,575	1,118,300	1,185,168	1,689,111	1,304,807	1,944,308	1,123,705	996,609	965,653	923,505
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)	279,093	420,111	312,575	1,118,300	1,185,168	1,689,111	1,304,807	1,944,308	1,123,705	996,609	965,653	923,505
	資本的支出	1. 建設改良費	144,902	322,065	272,139	1,067,988	1,009,110	1,512,388	1,129,505	1,767,760	944,575	821,500	797,000	759,000
		うち職員給与費												
		2. 企業債償還金	1,002,058	1,040,706	1,017,971	1,057,516	1,088,561	1,082,214	1,046,454	995,611	988,808	963,507	921,195	869,232
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他	14,656	9,578	1,607	116,509	2,587	2,614	2,642	2,670	2,699	2,728	2,758	2,789
		計 (D)	1,161,616	1,372,349	1,291,717	2,242,013	2,100,258	2,597,216	2,178,601	2,766,041	1,936,082	1,787,735	1,720,953	1,631,021
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)			882,523	952,238	979,142	1,123,713	915,090	908,105	873,794	821,733	812,377	791,126	755,300	707,516
補塡財源		1. 損益勘定留保資金	533,691	551,491	608,853	657,906	590,064	638,573	640,433	573,164	633,956	657,678	614,392	586,982
		2. 利益剰余金処分額	337,796	380,000	340,000	360,000	254,297	155,703	150,000	120,000	110,000	70,000	80,000	60,000
		3. 繰越工事資金	11,036	20,747										
		4. その他			30,289	105,807	70,729	113,829	83,361	128,569	68,420	63,448	60,908	60,534
		計 (F)	882,523	952,238	979,142	1,123,713	915,090	908,105	873,794	821,733	812,377	791,126	755,300	707,516
補塡財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)			13,351,008	12,510,603	11,298,149	11,151,233	11,036,972	11,434,658	11,485,304	12,224,993	12,150,485	11,978,278	11,823,883	11,683,451

（単位：千円）

○他会計繰入金

区分 ＼ 年度		前々年度（決算）	前年度（決算見込）	本年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収益的収支分		57,426	76,795	56,697	52,694	47,156	46,153	45,520	45,268	46,970	49,056	49,875	51,710
	うち基準内繰入金	57,426	55,607	56,697	49,365	47,156	46,153	45,520	45,258	46,900	49,056	49,875	51,710
	うち基準外繰入金		21,188		30				10	70			
資本的収支分		128,547	170,845	150,328	137,836	140,390	138,733	137,229	138,530	138,927	134,831	128,375	124,227
	うち基準内繰入金	119,529	127,393	150,328	137,836	140,390	138,733	137,229	138,530	138,927	134,831	128,375	124,227
	うち基準外繰入金	9,018	43,452										
合計		185,973	247,640	207,025	190,530	187,546	184,885	182,749	183,798	185,897	183,887	178,250	175,937